

東日本大震災に関する相談概要及び相談体制等について

平成 23 年 5 月 27 日
消費者情報課
地方協力課

- | | |
|--|--------|
| 1. 被災地から寄せられた相談の件数及び概況について | 消費者情報課 |
| (1) 「震災に関連する悪質商法 110 番」で受け付けた相談 | － 資料① |
| (2) P I O－N E T に登録された相談 | － 資料② |
| 2. 収集した相談情報の活用について | 消費者情報課 |
| (1) 消費者への注意喚起等 | － 資料③ |
| (2) 他省庁への情報提供等 | |
| 3. 被災地に対する相談体制のバックアップについて | 地方協力課 |
| (1) 被災地への専門家派遣の実施 | － 資料④ |
| (2) 東日本大震災に対応した「地方消費者行政活性化基金」
の運用について | － 資料⑤ |
| [参考資料] | |
| (1) 「震災に関連する悪質商法 110 番」の開設について | － 参考① |
| (2) 東日本大震災の影響による
消費生活相談窓口の状況について | － 参考② |

以上

「震災に関連する悪質商法 110 番」の受付状況

—開設後 1 カ月のまとめ—

平成 23 年 5 月 13 日
消費者庁
(独) 国民生活センター

2011 年 3 月 11 日（金）に発生した東日本大震災により、被災地では消費生活センター等も被害を受けた。この震災の影響によって、消費生活相談を実施できない地域を支援するため、国民生活センターでは 3 月 27 日（日）より「震災に関連する悪質商法 110 番」（以下、「震災関連悪質商法 110 番」 フリーダイヤル：0 1 2 0 - 2 1 4 - 8 8 8）を開設した。

当初、「震災関連悪質商法 110 番」では、岩手県、宮城県、福島県の 3 県を対象地域として相談を受け付けていたが、4 月 11 日（月）から茨城県も対象地域に加えた。開設から 1 カ月が経過したため、これまでの受付状況を速報として取りまとめた。

※「震災関連悪質商法 110 番」にて受け付けた相談内容は、PIO-NET に登録・整理され、消費者庁から関係省庁へ情報提供されている。

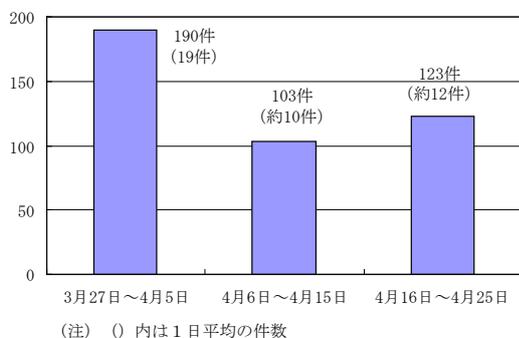
1. 相談の概要

(1) 相談件数

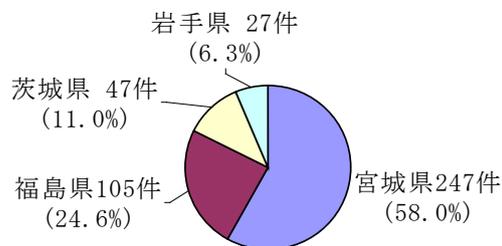
3 月 27 日から 4 月 26 日までの 1 カ月間で「震災関連悪質商法 110 番」で受け付けた 4 県からの相談件数¹は 426 件で、1 日平均約 14 件の相談が寄せられた。10 日ごとにみた相談件数の推移は図 1 のとおり²。開設当初は、1 日平均 19 件の相談が寄せられていたが、その後約 10~12 件と推移している。なお相談内容としては、“悪質商法”だけでなく、生活に関連する相談も依然多く寄せられており、弁護士や建築士の助言を受けながら相談対応を行っている。

また、相談者を県別にみると、宮城県が 247 件（約 58%）、福島県が 105 件（約 25%）、茨城県が 47 件（約 11%）、岩手県が 27 件（約 6%）だった（図 2 参照）。

<図 1> 10 日ごとにみた相談件数の推移



<図 2> 相談者の県別割合 (3/27~4/26)



¹ 相談の動機となる消費生活上の行為をした当事者の居住地が、震災関連悪質商法 110 番の対象地域 4 県の相談件数。本資料では、この当事者を「相談者」とする。

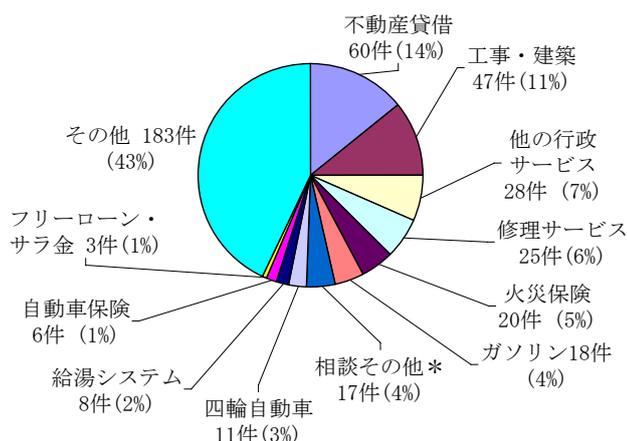
² 10 日ごとの集計は 3 月 27 日から 10 日ごとに区切り、26 日受付分は含まない。

①商品別件数

商品別にみると、賃貸アパートや借家等の「不動産貸借」が60件(14.1%)で最も多く、次に、屋根工事等の「工事・建築」が47件(11.0%)と続く。以下、公的な支援制度や罹災証明についての問い合わせなどの「他の行政サービス」や、住宅・車等の「修理サービス」の相談が寄せられている(図3参照)。被災地4県とも概ね同様の傾向が見られる(表1参照)。

また、10日ごとにみると、「ガソリン」の相談が減少し、「工事・建築」が増えていることが分かる(表2参照)。

<図3>商品別割合(3/27~4/26)



*「相談その他」は労働相談やボランティアの依頼など消費者問題に当たらない相談。

<表1>相談者県ごとの上位商品別件数(3/27~4/26)

	岩手県		宮城県		福島県		茨城県	
	商品・役務名	件数	商品・役務名	件数	商品・役務名	件数	商品・役務名	件数
1	リースサービス	3	不動産貸借	42	工事・建築	11	工事・建築	8
2	火災保険	3	工事・建築	27	他の行政サービス	11	不動産貸借	4
3	四輪自動車	3	ガソリン	14	不動産貸借	11	修理サービス	3
4	不動産貸借	3	火災保険	14	修理サービス	10	他の行政サービス	3

<表2>10日ごとの上位商品別件数(3/27~4/25)

	3月27日~4月5日		4月6日~4月15日		4月16日~4月25日	
	商品・役務名	件数	商品・役務名	件数	商品・役務名	件数
1	不動産貸借	22	不動産貸借	17	工事・建築	22
2	ガソリン	18	修理サービス	11	不動産貸借	20
3	工事・建築	17	工事・建築	8	他の行政サービス	13
4	他の行政サービス	13	火災保険	6	火災保険	7
5	修理サービス	9	相談その他	5	修理サービス	5

②相談内容別（複数回答項目）

受け付けた主な相談内容の上位5位を挙げると、「契約・解約」に関する相談が253件で最も多い。以下、「販売方法」が98件、「品質・機能、役務品質」が84件、「価格・料金」が79件、「接客対応」が56件となっている（表3参照）。

<表3>相談内容上位件数（3/27～4/26）

	相談内容	件数	割合
1	契約・解約	253件	59.4%
2	販売方法	98件	23.0%
3	品質・機能、役務品質	84件	19.7%
4	価格・料金	79件	18.5%
5	接客対応	56件	13.1%

（2）相談者の属性（不明・無回答等は除く）

①年代別

年代別にみると、60歳代が81件（22.8%）、30歳代が69件（19.4%）、40歳代が64件（18.0%）、50歳代が55件（15.5%）だった。

②性別

性別でみると、男性236件（59.1%）、女性163件（40.9%）で、男性がやや多い。

（3）主な相談事例

① 賃貸アパート等の地震被害に関する相談

【事例1：賃貸アパート】

築20年程の賃貸アパートが震災で壁が出っ張り、部屋の四隅がはがれて、ガラスがずれ隙間ができています。ベランダが傾き、外階段が沈んで住める状態ではない。大家は補修するので家賃を払ってほしいというが、補修をしたとしても安全に住めるのか不安。支払いを断れるか。

（相談者：30歳代 男性 宮城県）

【事例2：借家】

15年以上住んでいる借家が地震で土台にヒビが入り、家が傾くなどの被害が出た。仲介業者に点検・修理を依頼すると「直す気はないので嫌なら出て行け」と言われた。そのまま修理されず住宅の被害が広がり、ケガをしたり、家財に被害が出たら損害賠償請求ができるか。

（相談者：60歳代 男性 茨城県）

【事例3：賃貸マンション】

築30年以上のマンション。地震により配管等が壊れたようで自分の部屋が水浸しになり、家財が使えなくなった。賃貸契約とともに契約した住宅総合家財総合保険で家財の補償を受けようとしたが、天変地異は適用外と言われた。どこかに家財の補償を求めることはできるのか。

（相談者：40歳代 男性 福島県）

② 住宅の修繕に関する相談

【事例4：屋根の修繕】

震災後、隣家が屋根材の塗り替えをしているのを見て、自分の家も心配になり業者に来てもらった。業者が「2階の屋根はひどい。1階の屋根もしっくいのはがれている。瓦を取って軽い屋根にしたほうがよい。他の客で余震でだめになった例がある」と言うので不安になり、その場で修繕工事の契約をしてしまった。

（相談者：60歳代 女性 宮城県）

【事例5：屋根とフェンスの修繕】

地震で屋根とフェンスが壊れた。近所で屋根工事をしていた業者に話したところ、すぐに点検に来て「修理したほうがいい。すぐにやりますよ」と言われた。また床下も点検し、「カビが発生している。乾燥剤を敷き、補強金具をつけた方がいい」と勧められたが断った。計200万円の屋根とフェンスの工事を契約、施工し、代金を振り込む約束をしたが、この金額は高いのではないかと見積書だけで契約書面は渡されていない。（相談者：60歳代 女性 茨城県）

③ ローンの支払い、融資に関する相談

【事例6：住宅ローン】

リフォーム中の家が震災で津波の被害を受け、1階は骨組みしか残っていない状態になってしまった。総額約1,600万円の契約で1,000万円はローンを組んだ。支払いはどうなるのか。（相談者：30歳代 女性 宮城県）

【事例7：新車のローン】

今年2月に新車で購入した車を修理に出していたが、工場が津波の被害に遭い、預けた車が使えなくなった。補償はないし代車の返還も求められ困っている。車のローンはまだ1回しか支払っていないし、もう1台買う余裕はない。（相談者：20歳代 女性 宮城県）

【事例8：消費者金融】

消費者金融からの借金を返済中だったが、震災にあい、家も職場も失い、返済の目処が立たなくなった。どうしたらよいか。（相談者：50歳代 女性 宮城県）

④ 放射能に関連する商品の相談

【事例9：放射能を体外に排出する水】

小さい子どもがいるので放射性物質から身を守る方法をネットで探し、放射性物質を吸着して6時間で体外に出すと謳われている水を申し込み、代金を振り込んだ。業者が薬事法違反で逮捕されたが返金されるか。商品はまだ届いていない。（相談者：30歳代 女性 福島県）

【事例10：放射能を除去する浄水器】

チラシ広告に放射性物質などを97%除去する浄水器が出ている。この機械について情報はないか。効果は信頼できるか知りたい。原子力関連の研究所にも問い合わせたが、データがなく分からないと言われた。本当に除去できるのであれば購入したいが疑わしい。（相談者：40歳代 男性 福島県）

【事例11：野菜】

近所からかぶを頂いたが、放射能の影響が心配だ。食べても大丈夫だろうか。

（相談者：60歳代 女性 福島県）

(4) 相談の傾向

① 物不足から、不動産貸借や住宅・車などの補修へ

開設後、1週間はガソリンなどの物不足に関する相談が目立ったが、現在は、賃貸アパート、住宅・車の補修などの相談が多く見られ、火災保険や車両保険に入っているが、地震、津波による被害は対象外であったという申出も目立つ。これらの被害を救済する公的な融資等の支援制度に関する問い合わせも見られる。

② 住宅の修繕費用や修繕業者の勧誘に関する相談が増加

住宅の修繕に関して金額は妥当なのか、という相談が目立った。中には、損害状況について不安をあおられたり、契約をせかされたりして、十分な説明を受けない状態で契約に至った、という相談も見られた。また、契約書面が渡されない、渡されても見積書のみの場合や、施工の明細が分からないもの、契約、施工後に渡されるケースもあった。

③ 車や家を失ってもローンの支払いの負担が残り、返済の困難を訴える相談がみられる

車や家が津波で流されたが、ローンの支払いが残った、仕事も失ったのに支払わなければならないのか、という今後の返済に不安を感じる相談が寄せられている。

④ 放射能を除去するなどうたった商品に関する相談がみられる

体内被ばくに効く健康食品を販売していた業者が逮捕された事件に関連した相談や、放射能の除去等をうたった商品や広告に関する相談、効果の根拠を問う相談が見られた。

2. 消費者の皆さんへの助言

相談が寄せられた各分野についての助言は、以下のとおり。

※なお、消費者庁と国民生活センターでは、被災地における相談体制の強化を図るため、法律などの専門家派遣を行っている。

○賃貸アパート等の修繕または賃料等のトラブル

建物の損壊の内容にもよりますが、修繕が必要であり、修繕が可能な場合には家主に修理を請求することができます。家主が修理をしてくれない場合、使用できない部分について賃料の支払いを拒むことができると考えられます。

客観的に建物が使用不可能であった場合には、仮に荷物を置いていたとしても、家賃を支払う義務は生じないと考えられます。警戒区域である場合には、一般的に使用は不可能です。

また、震災被害でアパートに住めないために退去を申し出た場合、違約金を支払う必要はありません。万が一、契約の中に天災のような場合でも違約金を支払わなければならないという取り決めがあったとしても、無効の主張ができると考えられます。

ただし、いずれの場合においても、個別の事情によって異なりますので、契約書などを持って、弁護士会や行政の法律相談に相談してください。

○住宅の修繕に係るトラブル

住宅の修繕で高額な代金を請求された場合には、業者に請求内容の明細の提示を求めてください。契約した覚えのない施工については支払い義務がないと考えられます。

勧誘の際に修理の必要性について嘘の説明をされている場合などには、契約の取消ができる可能性があります。

業者の説明を鵜呑みにしてその場で契約しないことが重要です。複数の会社から見積もりをとり、十分検討した上で契約してください。

強引な勧誘を受けても、急いで契約をしないようにしましょう。既に契約してしまった場合でも、訪問販売であれば、契約書をもらってから8日間はクーリング・オフができます。強引な勧誘を受けた場合には、訪問販売でなくても、またはクーリング・オフ期間が過ぎてしまっても、契約の取消しができる可能性があります。

○ローンの支払い、公的な融資制度

住宅ローンの支払いについては、震災の特例で、一時的に支払いを猶予している金融機関がありますので、借入先の金融機関に問い合わせてください。

また、震災が原因で解雇された場合、雇用保険の対象になりますので、給付をハローワークに問い合わせてください。

社会福祉協議会では、緊急小口資金の特例貸付を実施しています。被災世帯は、当座の生活費として原則10万円を無利子で借りることができます。避難先でも社会福祉協議会へ借入の申し込みができますので、避難先の社会福祉協議会までお問い合わせください。

また、自治体によっては生活費の支援を行っている場合があります。実施状況、内容等については、各自治体にお問合せください。

○放射能や食の安全

一部の食品から、食品衛生法上の暫定規制値を超えた放射性物質が検出され、出荷や摂取の制限が行われています。こうした食品は、市場には流通しないようになっていますので、根拠のない噂などで混乱せず、確かな情報に基づき冷静に対応することが重要です。

なお、放射能を除去するなどとうたった機器や食品の販売等について、不審に思ったときは、震災関連悪質商法110番や各地の消費生活センター、警察まで御相談ください。

【本件問い合わせ先】

・消費者庁 消費者情報課

電話：03-3507-9179

・独立行政法人国民生活センター 相談情報部

電話：03-3443-8359

被災地域から寄せられた震災に関連する相談の概況

平成 23 年 5 月 20 日
消 費 者 庁

3 月 11 日に発生した東日本大震災に関連して、PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）注1に登録された相談及び、「震災に関連する悪質商法 110 番」（0120-214-888 被災地域の岩手県、宮城県、福島県をバックアップするために3月27日に開設注2。以下、悪質商法 110 番）に寄せられた被災地域の相談概況は以下のとおり。

1. 相談件数の概況（5月18日までの受付分）

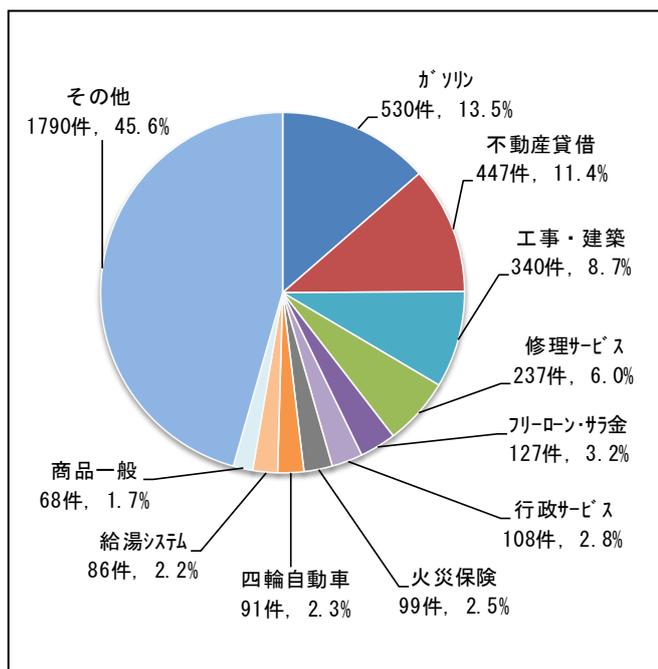
	PIO-NET	悪質商法 110 番
岩手県、宮城県、福島県、茨城県からの相談	3,923 件	597 件

（注1）PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センターをオンラインネットワークで結び、消費生活に関する情報を蓄積しているデータベースのこと。全国の消費生活センター、国民生活センター、悪質商法 110 番にて受け付けた情報は、簡単な照会・問合せを除き、PIO-NETに登録される。
（注2）4月11日より、茨城県を新たに対象地域として追加。

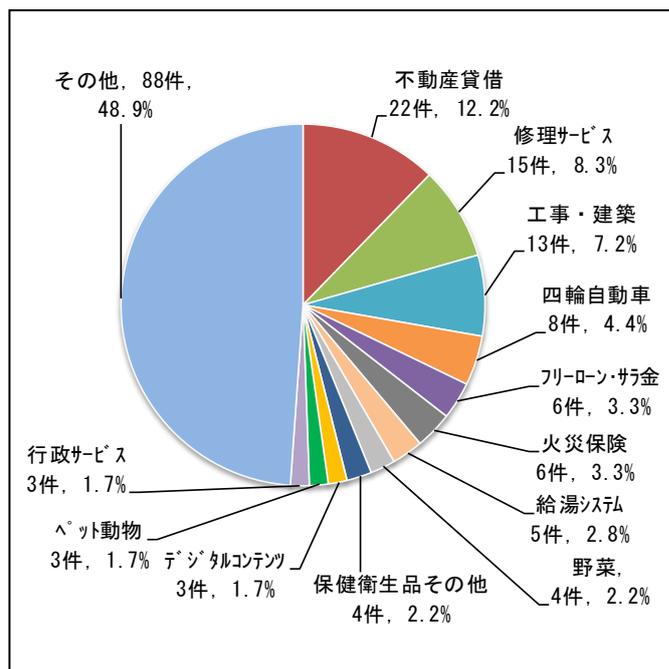
2. 商品・役務別の相談概況（5月18日までの受付分）

（1）商品・役務別の相談件数

<3月11日から5月18日まで受付の累計 3,923 件>



<5月9日から5月18日まで受付の10日間 177 件>



(2) 主な相談とアドバイス

① 不動産貸借

- ・ 原発事故の警戒区域のため避難しているが、賃貸アパートの家賃を払う必要があるか。
- ⇒ 賃貸アパートが客観的に使用不可能であった場合には、家賃を支払う義務は生じないと考えられます。警戒区域である場合には、使用は不可能と考えられる可能性が大きいですが、状況によっても異なりますので、弁護士会などの法律相談に相談してください。

② 修理サービス

- ・ 大家から、給湯器の修理は自分で行うように言われた。
- ⇒ 給湯器に限らず、賃貸住宅の備品が損壊した場合は、家主に修理を請求できます。家主が修理をしてくれない場合、使用できない部分について賃料の支払いを拒むことができますと考えられます。これらを家主に伝えて交渉しましょう。

③ 工事・建築

- ・ 屋根にブルーシートをかける等の応急処置を施しただけで高額な代金を請求された。
- ⇒ 業者に請求内容の明細を求めてください。契約していない施工については支払い義務がないと考えられます。また、勧誘の際に修理の必要性について嘘の説明をされている場合などには、契約の取消ができる可能性があります。業者の説明を鵜呑みにしてその場で契約しないことが重要です。複数の会社から見積もりを取り、十分検討した上で契約してください。

④ 自動車

- ・ 中古自動車を購入したが、事故車と思われるので解約したい。
- ⇒ 中古自動車は、価格も品質も一台ごとに異なります。消費者にとって商品選択が難しいため、あせって契約せず、できる限り情報を調べてから契約することが重要です。なお、修復歴（事故車）について、業者が故意に隠したり、「修復歴はない」と嘘を告げたりしたため、事故車ではないと思って契約した場合には、契約の無効や取消を主張できることがあります。

⑤ フリーローン・サラ金

- ・ 亡くなった妻宛に、消費者金融から請求書が届いた。どうするべきか。
- ⇒ 架空請求なども考えられますので、不用意に個人情報を伝えたりせずに、本当に亡くなった方が借金をしていたかどうかを確認する必要があります。請求してきた消費者金融の加盟している信用情報機関に対して、情報の開示を求めると、亡くなった方の借り入れの状況を確認することができます。借金が事実である場合、借金も相続の対象になります。亡くなったことを知ってから3か月以内に「相続放棄」の手続きをとれば借金を引き継がずにすみますが、財産も相続できません。債務状況を確認の上、弁護士会などの法律相談に相談しましょう。
- ・ 震災の影響で会社を解雇され、住宅ローンの支払いが困難になっている。
- ⇒ 震災が原因の解雇の場合も雇用保険の対象になりますので、ハローワークに問い合わせてください。また、住宅ローンの支払いについては、震災の特例で、一時的に支払いを猶予している金融機関があります。借入先の金融機関に問い合わせてください。

本件問い合わせ先

消費者庁消費者情報課 大森、鈴木

電話：03-3507-9179

平成 23 年 3 月 18 日
消 費 者 庁

震災に関する義捐金^{ぎえんきん}詐欺にご注意ください

福祉団体や公的機関などを名乗り、義捐金^{ぎえんきん}をだまし取ろうとする義捐金詐欺と疑われる事例の情報が寄せられています。義捐金は、募っている団体等の活動状況や用途をよく確認し、納得した上で寄付しましょう。

1 情報が寄せられた事例・手口

- ・ 社会福祉関係団体を名乗り、義捐金の訪問集金を行うという電話があった。
- ・ 市役所の職員を名乗り、義捐金の名目で金銭の振込みを依頼する電話があった。
- ・ 「オホーツク海のカニを半額で買わないか。売上金の一部を義捐金にする。」という電話があった。
- ・ 義捐金を募集するメールが届いたが、メールに書かれているリンク先が実際はアダルトサイトであった。

2 消費者へのアドバイス

- 公的機関が、各家庭に電話等で義捐金を求めることは考えられません。当該公的機関に確認しましょう。
- 義捐金は、募っている団体等の活動状況や用途をよく確認し、納得した上で寄付しましょう。
- 口座に振り込む場合は、振込先の名義をよく確認しましょう。
- 不審に思ったとき、被害にあったときは、各地の消費生活センター等や警察までご相談ください。

- 各地の消費生活センター、消費生活相談窓口
(消費者ホットライン)

電話 0570-064-370

- 警察(警察安全相談窓口)

電話 #9110

平成 23 年 3 月 31 日
消 費 者 庁

住宅の修理工事等の勧誘を受けたときは 工事の内容や契約条件をよく確認しましょう

被災地や首都圏近郊地域から、「“地震で屋根が壊れているので修理が必要”、“工事の契約をすると行政から補助金が出る”」などの勧誘があるが悪質商法ではないか、との相談が寄せられています。

住宅の修理工事等の勧誘を受けたときは、業者の言うことを鵜呑みにせず、工事の内容や契約条件をよく確認しましょう。

1 相談が寄せられた事例

- ・ 業者が突然訪問してきたので、屋根の壊れた部分を見てもらったところ、翌日には工事業者を連れて来た。書類等は見せてもらえず、すぐに工事したほうが良いと言われ、2時間も居座られた。
- ・ 不動産の復興支援をするというポスティングチラシが入っていたが、サービス内容の記載がない。
- ・ 地震被害で屋根瓦が落ちたので、訪問してきた業者と100万円以上の工事請負契約を締結したが、見積書の提示がなく、金額が相当高いと思われるため、解約したい。
- ・ 自治体からの補助制度がないにもかかわらず、自治体から補助金が出るとうたい修理工事を勧誘している。
- ・ 業者から自宅の屋根瓦が壊れている、早急に補修工事をしないと大変なことになると言われ、驚いて契約してしまったが、契約書も見積りの明細もなく、信用できないので解約したい。

2 消費者へのアドバイス

- 工事の契約をすると行政から補助金などが出ると勧誘を受けた場合には、必ずお住まいの地域の自治体に確認しましょう。
- 地震で壊れているので修理が必要であると言われても、業者の言うことを直ちに鵜呑みにせず、可能であれば他の業者にも見てもらいましょう。修理が必要かどうかについては、工事の内容や費用を確認しながら十分に検討しましょう。
- 訪問販売により工事を契約するときは、業者は契約に関係する事

項など記載した書面を渡す義務があります。その書面を求めて、氏名、連絡先、代金や契約内容・条件などをよく確認しましょう。

- 不審に思ったとき、被害にあったときは、各地の消費生活センター等や警察までご相談ください。

被災地の消費者の方（岩手県、宮城県、福島県）については、「震災に関する悪質商法110番」（0120-214-888）でも相談を受け付けています。

- 震災に関する悪質商法110番
（岩手県、宮城県、福島県の消費者対象）
電話 0120-214-888
- 各地の消費生活センター、消費生活相談窓口
（消費者ホットライン）
電話 0570-064-370
- 警察（警察安全相談窓口）
電話 #9110

- 国土交通大臣指定の住宅相談窓口である「住まいるダイヤル」では、住宅のリフォームについて、事業者から提示された見積書のチェックのほか、あらゆる相談を一級建築士などの資格をもった相談員が受け付けています。

- 「住まいるダイヤル」((財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター)
電話 0570-016-100（ナビダイヤル）
受付時間 10時～17時（土・日・祝日を除く）

平成23年4月28日
消費者庁
独立行政法人国民生活センター

被災者支援などを名目とした「温泉付き有料老人ホームの利用権」の 買取り等の勧誘に御注意ください

温泉付き有料老人ホームの利用権について、被災者の支援につながるなどとして購入を勧められたなどという相談が寄せられています。

この中には、パンフレットが送付された後、福祉団体等を名乗る者から電話があり、「購入してくれば高値で買取る」と言われたといった事例もありますが、「高値で買い取る」という勧誘は、未公開株や社債の詐欺的な取引でも使われる「劇場型」(※)の勧誘である可能性が高く、実際に買取りが行われる可能性は低いと考えられます。

電話などでこのような勧誘を受けても、相手の言うことをそのまま信用しないで、契約内容が理解できなかつたり、少しでも不審に思ったらきっぱりと断りましょう。断っても執ように勧誘された場合は、すぐにお近くの消費生活センター等に相談しましょう。

※「劇場型」勧誘とは、販売業者以外の何者かが、消費者に対し「商品や権利を販売会社から購入すれば、購入額を上回る金額で買い取る」などと勧め、販売会社との取引が消費者にとって有利な取引であると誤認させ、販売業者と契約をするように仕向け、契約させる勧誘手法をいう。劇場型勧誘では、買取りを持ち掛けた者とはその後連絡が取れなくなってしまうことがほとんどであり、詐欺的な取引である可能性が極めて高い。

1 相談が寄せられた事例

- ・ 温泉地にある老人ホームの資料が届いた。翌日資料送付元とは別の業者から、「今なら1口20万円で販売されている老人ホームの入居権を30万5千円で買い取る。被災者の住宅が不足しておりどうしても必要なので1口でも2口でもよいから買ってほしい」と勧誘の電話が何度もかかってきた。
- ・ 温泉付き老人ホームの利用権の購入申込書が送られてきた。利用権を購入すると、配当金が年6～8%つくという。その後、NPO法人を名乗る団体から電話があり、「東北の地震で被害に遭った人達を助けるために温泉付施設を提供してほしい。20万円で権利を購入してもらおうと48万円で買い取る」と言われた。
- ・ 温泉付き老人ホームのパンフレットが届いて、老人介護の協会を名乗る者から、電話で「温泉付き老人ホームの権利に関するパンフレットが届いていないか」と聞かれ、「被災者に入居させたいので、

権利を購入すれば高値で買い取る」というようなことを言われた。断ると、「困っている人を放っておくのか、人でなしだ」などと罵られた。

2 消費者へのアドバイス

- ある業者から、パンフレットや電話などで、商品や権利などと称するものの勧誘があり、その後、別の業者や団体を称する者からその商品や権利を高値で買い取るので代わりに買ってほしいなどと勧誘する手法は「劇場型」と呼ばれ、未公開株や社債、ファンドなどの詐欺的な取引でも行われています。しかし、このような場合実際に買取りが行われたケースは、消費者庁及び国民生活センターでは一件も確認されていません。勧誘を受けたり、公的機関のような名称を名乗るところから連絡があったとしても、うまいもうけ話を安易に信じてはいけません。
- 2つ目の事例では、「配当金が年6～8%つく」と称していますが、どのような仕組みで利益が得られるのか、お金を払うことに対してどのようなリスクがあるのかなど、取引の内容が理解できなければ絶対に契約をしてはいけません。
- 見知らぬ相手から電話などで勧誘を受けても、相手の言うことをすぐに信用せず、少しでも不審に思ったらきっぱりと断りましょう。
- 「被災者のためになるのに、なぜ購入しないのか」などとしつこく勧誘される事例も確認されています。相手の業者や団体が信頼できるのか、また、本当に被災者支援に使われるのかをよく確認しましょう。

- 各地の消費生活センター、消費生活相談窓口
(消費者ホットライン)

電話 0570-064-370

- 警察(警察安全相談窓口)

電話 #9110

- 震災に関する悪質商法110番

(岩手県、宮城県、福島県、茨城県の消費者対象)

電話 0120-214-888